

報告第10号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、訴えの提訴について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年4月23日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、児童扶養手当過払金の償還に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和2年3月25日

足立区長 近藤 弥生

訴えの提起について

足立区は、下記により東京簡易裁判所に対し、訴えの提起をする。

記

- 1 相手方
神奈川県横浜市在住者
- 2 訴えの要旨
足立区は、児童扶養手当過払金60万4,190円及び遅延損害金並びに訴訟費用を請求する。
- 3 訴訟遂行の方針
弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。